

第 8 回政策推進会議報告

日 時 7月20日 9時30分～10時37分

場 所 4 - 1 会議室

出席者 19人

1 尼崎市公営企業審議会答申について

企画財政局長から資料に基づき説明。(以下。質疑等)

(市長) この答申を受けて、市の案はどのように作成するのか、また、時期はいつごろか。

運転手の処遇など、交通局や総務局とも調整しながら検討する。今年度中の早い時期に整理する。

(市長) 交通政策については時代の変化に伴い、バスの役割が変わってきた。高齢化の進展により、大型バスよりも福祉バスやデマンドバス、また、商業施設の送迎サービスなど、きめ細かくなってきている。そのような中で、残る部分をバスが担わなければならないが、市としていかに関与するかをしっかりと担保し説明していかないと紛糾する恐れがある。市民からの提案の中には、新しく担うようになる民間企業の株式を保有してはどうかといったものもあり、市としての影響力を持つための具体策が重要であると思う。

・これは中間答申がなく、次の特別職報酬等審議会は中間答申として意見募集するが、混同しないか。

公営企業審議会の開催中に地区ごとに2回市民説明会を実施し、また、議会に対しても総合計画等特別委員会で節目ごとに報告し、その意見を審議会で報告してきたもので、全く意見募集しなかったわけではない。また、この答申を基にした市の案は、あらためて市民説明会を実施し、意見を募集する予定である。

(市長) これは複数案提示して議論した最初の案件であるので、そのことを念頭において説明してもらいたい。

2 尼崎市特別職報酬等審議会答申の中間答申について

総務局長から資料に基づき説明。(以下。質疑等)

(市長) これは市長と副市長の退職手当の水準と給与に関する中間答申であるが、同じ特別職の教育長や代表監査委員にも影響は及ぶのか。

平成16年度に開催した特別職報酬等懇話会で整理されており、今回の中間答申では教育長や代表監査委員は触れられていない。

12月議会で条例提案する予定だが、教育長や代表監査委員については、今後議論する。

・中間答申をパブリックコメントするということは、最終答申イコール市の案となるのか。

まず、この中間答申に対して出された意見を最終答申に反映し、その最終答申を踏まえて市としてどうするか議論したいと考えている。

(市長) 市民意見は審議会に報告した後、最終答申となるのか。

これまでも審議会の資料や議事録を公開しているが、市民から意見がない状況である。

・付帯意見で功績評価について触れられているが、審議会では意見が多かったのか。

理想的には理解できるものの、技術的にどのように評価するのが困難であり、現時点では付帯意見に留めることになった。

- ・他都市で実施している事例はあるのか。

東村山市において市長の期末手当を 2,000 人の市民に点数制で評価してもらうという取り組みを実施しているが、結果としては評価が良く、削減されていない。

- ・功績評価とすると退職手当が増減することになる。どういう評価にするのか、議会や市民も参加してもらうのか、条例化は困難と思う。

(市長) 資料として公表するときは概要版になると思うが、本文の審議の開始にあたっての部分でも記載されているように、公約として掲げたときと状況が変化している点、税制改正によって短期に退職する法人役員の退職所得に対する課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置が廃止された点は、きちんと知らせてもらいたい。また、今期の市長退職手当については、公約どおり、前市長並みという点も記載してもらいたい。

議会との関係では、前市長の提案時に条例を否決された経緯があるので、各会派の意見を丁寧に聞いて実施するべきと思うが、今後はどのように進めるのか。

この中間答申は総務消防委員協議会で説明する予定であり、パブリックコメントが終了した時点でも報告し、その市民意見を踏まえた市の案を作ることになる。

3 尼崎市提案型事業委託制度概要(案)について

市民協働局長から資料に基づき説明。(以下。質疑等)

(市長) 制度の趣旨・目的において、「新しい公共が担う分野の拡大」とあるが、「新しい事業主体が担う公共の分野の拡大」と読める。「新しい公共」とは、「新しい主体」というより、公共サービス全体のあり方に対する、より広義の概念ではないのか。

文言を修正する。

4 社会福祉施設、環境衛生関連施設等の設備及び運営等の基準等に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

健康福祉局長から資料に基づき説明。(以下。質疑等)

(市長) 地域主権一括法によるものであるが、当事者は関心を持っているので十分に意見を聞いてもらいたい。ちなみに市営住宅の家賃はどうなるのか。

本市は国基準としており、今年度中に見直す予定であるが、具体的なスケジュールまでは決まっていない。

5 尼崎市立新定時制高等学校の校名について

教育長から資料に基づき説明。(以下。質疑等)

- ・他の候補名はどんなのがあったのか。

産業東や志学館、新星、近松、琴翔など、根拠があるものとなないものがあり、近隣に類似の名前があるものや極端に読めないものは除いた。

- ・校歌も新しくなるのか。

両校の音楽教員によって作成してもらっているところである。いまは歌詞となる言葉を集めて

いる段階であり、新しい校名の琴ノ浦も入れてもらいたいと考えている。

- ・在校生の意見や反応はどうか。

校名は産業東や東産業など、両校を合わせたものが多かった。

6 その他

- ・自動車運送事業管理者から、タイヤアップ店舗を巡るスタンプラリーの実施について報告

以 上